

就学援助制度を活用し、

制度の改善に力をあわせよう

——「生活と健康を守る会」に聞く——

編集部

一、就学援助制度でなにが援助されるのか

親の経済的生活が困難になっているため、その子どもが学校に通うことがむづかしくなった時、就学援助を申請して認定されれば小中学校にかかる費用の一部が国の補助金と市町村の負担で支給されます。この制度を「就学援助制度」といいます。

新潟市の場合ですと月々中学生で約七〇〇〇円ぐらい、小学生で約六〇〇〇円ぐらいの援助金が給付されます。別表1は新潟市の詳細な例ですが、新入学の児

童、生徒に必要なランドセル・カバンを買うお金の一部、月々かかるノートや鉛筆の代金の一部、通学に必要な靴・雨傘を購入するお金の一部が補助としてです。学校給食費、修学旅行参加に必要なお金もです。

申請した月から月々の就学援助金ができるのですが、年度当初の四月中に申請すれば入学にかかる費用の補助ができます。年度当初に申請しましょう。

(表1) 補助の対象となる費用の主なもの

補助費目	説 明	補 助 する 額 (年額・千円)	支 給 時 期 (千 円 定)
学用品費 通学用品費 校外活動費 (宿泊を伴うもの)	ノート・えんぴつ等の購入費 通学に必要な靴・傘等の購入費 遠足・写生会等にかかる交通費・見学科	小学校 (1年) 12,500円 (2～6年) 14,650円 中学校 (1年) 23,660円 (2・3年) 25,810円	1 学期分 8 月 2 学期分 1 月 3 学期分 3 月
新入学児童 生徒学用品 費等	入学の際必要なランドセル・カバン等の 購入費(新入生のみ)	小 19,700円 中 22,700円	8 月
修学旅行費	修学旅行の参加に必要な交通費・宿泊費・見学科等		8 月と1 月
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	野外活動等泊りがけ行事にかかる交通費等	小 3,460円以内 中 5,820円以内	1 月
市単独就学 奨励費	新潟市独自の補助費 学用品費・校外活動費の一部補助	小 1,200円 中 2,000円	3 月
学校給食費	学校給食にかかる食材料費等		1 学期分 8 月 2 学期分 1 月 3 学期分 3 月
医 療 費	結膜炎・中耳炎・慢性副鼻腔炎・う歯等に係る治療費の保護者負担分 (医療機関受診の際、学校に申し出て医療券を発行してもらってから受診)		
日本体育・学 校健康セン ター共済出金		掛金の保護者負担額の免除	

就学援助制度はどのようにしたら活用できるか

就学援助制度適用の認定をうけるのにはどのぐらいの収入の家庭が対象となるのでしょうか。

新潟市の例ですと「経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者」となっています。毎年新学期はじめに「申請期間は四月九日から四月三〇日ですよ」といって学校を通じて、全校に配られる「就学援助制度についてのお知らせ」の用紙(表2)には六人家族で四百四十五万円以下、五人家族で三百九十一万円以下、四人家族で三百三十万円以下、三人家族で二百九十八万円以下と具体的な適用基準の例示をしています。あとでこの制度を発展させる運動の紹介のところでもくわしくのべますが(詳細は資料に掲載)、新潟市は文部省の認定要項と所得基準額(生活保護基準の一・四倍以下)を併用して、基準がはっきりしていて分かりやすいのですが、新潟市をのぞく県内の全市町村は補助金を出す側の文部省の基準(資料に掲載)によって認定しています。文部省の十四項目にわたる基準の最後の五項目では統一した判断が出しにくいようです。そのせいだけではないのですが、新潟市の認定率

が平均十三・二%と高いのに県平均は五・〇%と低いようです。

(表2) 就学援助制度による
 援助金申請の基準(平成八年)
 ◎新潟市の定める基準(家族構成と所得制限の例)

家族数	家族構成等				所得制限
6人家族	父	35歳	母	33歳	445万円 程度以下
	小学	1年	幼稚園児	4歳	
	祖父	64歳	祖母	61歳	
5人家族	父	37歳	母	35歳	391万円 程度以下
	小学	4年	小学	1年	
	幼児	2歳			
4人家族	父	35歳	母	33歳	330万円 程度以下
	小学	1年	幼稚園児	4歳	
3人家族	母	32歳	小学	1年	298万円 程度以下
	幼稚園児	4歳			

上の表は、あくまで一例です。所得制限額は、その世帯全員の合計所得をいい、家族構成、年齢、家賃の有無などによって異なります。

新潟市生活と健康を守る会の

就学援助制度の改善にむけての地道な取り組み

昭和三十一年から施行されているこの制度で新潟県内の就学児童・生徒のいる家庭の五パーセント(平成八)の家庭がとても助かっています。なかでも新潟市

は川上革新市長さんの時代に、この制度を大きく前進させ、以後後述するような取り組みをかさねて行政とも協力してこの制度を維持発展させてきたので、援助率は平成八年度では県平均五%の二倍以上の十三・二%です。

〔註〕全国平均は文部省が公表しない、文部省の就学予算が全国児童・生徒数の三・七%。今後の課題に国の教育予算の増額を要求することが求められている(資料別紙)。

平均値を越える市町村は長岡市(六〇%)、新発田市(六六%)、亀田町(八〇%)、津川町(五八%)、守門村(五六%)です。

新潟市の児童生徒四五、五八〇人の一割をこえる六一〇二人という数が平均値をおしあげていることがこれでよくわかります。

子どもたちが「ひとしく教育を受ける権利を有する」「義務教育はこれを無償とする」、という日本国憲法第二十六条の規定はこうした制度が出来ることで内実をもつてきます。この制度がひろく県民に知らされ、それを活用できるように支援する行政当局とそのことを運動としてすすめていく市民団体の協力共同が前進することが「暮らしの中に憲法が息づいている」という

はこのことなのだ。」「政治が弱い立場の働く人達を守ってくれるのだな」ということが実感ができ、市民意識が高まっていくのだと思います。

新潟市の「生活と健康を守る会」の人たちは毎年、新潟市の先生方の組合（新潟市教職員組合）、零細な商工業者の会（新潟民主商工会）、お母さんたちの会（新日本婦人の会）の団体によびかけて、四団体で新潟市にこの制度の改善充実や国への要望をあげてもらおうように働き掛けてきました。

今年も「所得証明書」が発行される六月まで申請した人達には（入学にかかる費用も支給されるように）四月までさかのぼって援助金を支給してほしい、申請書子どもが学校に持って出して出すのでなく親が直接教育委員会に申請してよいように検討してほしい、適用基準を現行の生活保護基準の一・四倍から一・五倍にして困っている家庭を援助してほしい等々の要望を出しました。

こうした新潟市政と力を合わせての長い間の努力の中で、子どもたちの学習権を守る就学援助の高い援助率がつづいているのです。

こまやかな配慮で申請しやすい制度にしよう

新潟市の「生活と健康を守る会」の人達が教えてくれたこの運動のこれからのいくつかの課題をお伝えします。

一 市町村が就学援助金申請認定をする際に文部省の十四項目（資料室の資料参照）を単なる「目安」として、押しつけにならないようにする。

この「目安」は昭和三十九年に出されました。今から三十四年前のものです。当然見直しの必要な時が経っています。特に（二）に次のいずれかに該当する者、「…生活状況の悪いと認められる者」、「…経済的理由で」、「…学校納付金の納付状況、昼食、被服等の悪い者」等々の認定基準には困ってしまいます。先生の判断が主観的になってしまふのではと大変困惑してしまいます。新潟市のような「生活保護基準の一・四倍」というような客観的なものにしてほしいという強い要望があります。

二 申請先を直接教育委員会にし、申請を支援する人達に支えられて「集団申請」することも可能とする
こと。

現在は申請書を幼い子どもが担任にとどけるのです。

聞いただけで胸が痛みます。また、子どものことですから途中で落ちたり、中の証明書を紛失したりすることもありません。先生方も新学期の四月の一番忙しい時期です。同じく落ちたり、中味の一部分が他の書類とまじったりすると大変だととても気を使うでしょう。

教育委員会の本務にかかわることはどんな忙しくともやるというのが行政の責任ではと思うのですが。

静岡市、堺市、岡山市、大分市などではそうした方向に切り替わりつつあるそうです。

三 「就学制度についてのお知らせ」と「就学援助申請書」が一緒になっているものを児童生徒全員に新学期に配られるようにすること。

「お知らせ」だけだと、「申請書」を別に請求してかかねばなりません。申請書があれば解説をみながら具体的にすぐ手続きをはじめていくことができます。

どの子にも配られることは教育的配慮という面というより、どの子にもそうした事情が生じた時に援助を受ける権利があるという、原則的立場でしてほしいと考えるからです。特にこの不況のさなか、子どもたちへのこまやかですばやい援助の手がさしのべられる必要

を痛感します。

県下各地で新潟市の組合の先生がたのように、子どものためにさまざまなたちと手を結んで運動をひろく深いものに盛り上げていくことがいまでも大切だと思えます。先生が子どもの生活、それを支える親の生活にあたたかな目配り気くばりをしてくださることは親や子どもたちにとってどんなに心強いことかと思えます。弱者をいたぶる「いじめ」や「不登校」をなくしていくことの大きな力にもなると思えます。

(文責・本田)

〔就学援助金申請の資料〕

文部省の示している十四項目(昭和三十九年)

(1) 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けている者

ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止

イ 地方税法第二九五条第一項に基づく市町村民税の非

課税

ウ 地方税法第三三三条に基づく市町村民税の減免

エ 地方税法第七二条の六二に基づく個人の事業税の減

免

- オ 地方税法第三六七条に基づく固定資産税の減免
- カ 国民年金法第八九条および第九〇条に基づく国民年金の掛金の減免
- キ 国民健康保険法第七七条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- ク 児童扶養手当法第四条に基づく児童扶養手当の支給
- ケ 世帯更生貸付補助金による貸付け
- ク A以外の者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者
 - イ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
 - ウ P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
 - エ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの
 - オ 経済的な理由による欠席日数が多い者



(写真・船山厚治)